

☆うらうすちよう
地域おこし協力隊／

活動報告

今月の隊員

荒尾さおりさん

学びを力に、浦臼町での次の一歩へ

町民の皆様こんにちは、地域おこし協力隊の荒尾です。

地域おこし協力隊としての活動もあっという間に2年3ヵ月が過ぎ、ついに最終年度に突入しました。

晩生内にオープンした「Cafe晴耕雨読」を今年の3月に移転のため閉店し、次の場所での営業再開を模索しているなか、金剛寺さんの台所をお貸しいただけることになり、6月より月3回ほどのペースでお弁当やスイーツを提供させていただいております。

次の場所が見つかるまでの暫定的なご提供となりますが、浦臼開拓の時代から多くの人々の心の拠り所となっている金剛寺さんでのCafe提供を快く承認してくださった金剛寺さんおよび檀家の皆様のご厚意に心より感謝申し上げます。



【Cafe晴耕雨読@樺戸山金剛寺】

6月には、清里町地域おこし協力隊大野恵氏のガイドで、一昨年開通した北海道東トレイル（全長410km）の清里町セクション4.6kmを3日間かけて歩き、広域で結ばれたトレイルが地域に与える効果について調査させていただきました。

7月には、雨竜町地域おこし協力隊任期終了後に定住し雨竜沼湿原のガイドを務める中村稜太氏の案内で雨竜沼湿原に登り、石狩川右岸田園地域におけるガイド業についてヒアリング調査をさせていただきました。また、7月より農林水産省の『農村プロデューサー養成講座入門コース（全6回）』をオンラインで受講し、「仕事」「暮らし」「活力」という農村振興の3つの柱を高めるには「人材」「コミュニティ」「仕事」を一体的に活性化させることが重要であることや、地域資源の活かし方について学び、私が浦臼町でどのような活動を行えば良いか、改めて考え直す機会となりました。

次はどのような場所でどのような形のCafeを運営するのが良いのか地域の人々と共に創る運営方法を学ぶために、8月は帯広市と幕別町で活動する「一般社団法人おかあさんのがっこう」と「とかちの八百屋おもや」を運営する道見里美氏を訪問しヒアリング調査を行いました。



【札幌市立大学連携地域プロジェクト演習】

今年も6月から8月にかけて札幌市立大学と連携した地域プロジェクト演習を行わせていただき、西川忠教授のゼミ生と一緒に「農村の魅力を活かした空家の民泊・飲食店へのリノベーション設計提案」の発表に向けて取り組みを行いました。

様々な活動を行いながら地域おこし協力隊任期終了後の定住に向けての活動を模索する中で、町内において今年1月に農業法人となったAGRI SCIENCE株式会社さんからお声かけいただき、地域おこし協力隊任期終了後は社員として働かせていただくことが決まりました。

任期終了後はAGRI SCIENCE株式会社さんでお仕事をさせていただきながら、たくさんお世話になった浦臼町にご恩をお返しできるよう、地域貢献のできる場所としてのCafe運営ができるよう、実現に向けての準備を進めているところです。

これからも浦臼町で暮らす魅力を発信しながら、地域に根差した活動を行っていきたいと思いますので、引き続きご協力をいただけましたら幸いです。

令和9年度 認定こども園なかよしの各種手続きについて

町では令和9年4月以降に新規で認定こども園なかよしに入園を希望する児童、現在在籍していて引き続き利用を希望する児童の各種手続きの受付を保健センターで行います。

○提出先・お問い合わせ 福祉課子育て支援係（保健センター） 電話：0125-69-2100

○受付期間 11月2日（月）から11月13日（金）まで（土日祝以外）期日厳守
開庁時間：8時30分～17時15分

○各種様式の配布場所 福祉課子育て支援係（保健センター）※10月から配布しています。
町ホームページからダウンロードして印刷もできます！➡
※書類の作成には時間を要することがありますので、
提出までの時間を考慮のうえ準備願います。



【令和9年度から新規に利用希望する児童】

令和9年4月以降、認定こども園なかよしを新規に利用希望する方は申請書等を提出してください。
なお、希望者多数の場合は利用出来ない可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

◇募集人数（予定） ※年度途中から利用を希望される方も受付期間内に申請してください

0歳（生後8ヵ月から）～3名 1歳・2歳～若干名 3歳以上（1号・2号）～若干名

◇提出書類

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定兼利用申請書
- ②就労証明書（保育を必要とされる方のみ提出。令和8年10月1日以降に証明されたもの。事業所にお勤めの方は事業所の担当者に作成してもらってください。）
- ③保育を必要とされる方で就労以外の場合、その他保育が必要なことを証明する書類
- ④エントリーシート（令和9年4月1日までに浦臼町に転入予定の方）

【2号・3号認定の在籍児童は現況届を提出してください】

2号・3号認定の在籍児童の保護者は、保育を必要とする事由に該当していることを確認する必要がありますので、現況届を提出してください。

◇対象児童

令和8年11月1日時点で認定こども園なかよしに在籍する2号・3号認定児童

※現在5歳児（らいおん組）は対象外です。

◇提出書類

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等現況届
- ②就労証明書（令和8年10月1日以降に証明されたもの。事業所にお勤めの方は事業所の担当者に作成してもらってください。）
- ③就労以外の場合、その他保育が必要なことを証明する書類



【1号認定（教育利用）⇔2号認定（保育利用）へ変更する児童】

在籍児童で、令和9年1月から4月末までの間に認定を変更する予定の方は、変更申請書を提出してください。

◇提出書類

- ①支給認定変更申請書
- ②2号認定に変更する場合は就労証明書（令和8年10月1日以降に証明されたもの。事業所にお勤めの方は事業所の担当者に作成してもらってください。）
- ③2号認定に変更で就労以外の場合、その他保育が必要なことを証明する書類

【参考】

- ・1号認定（教育標準時間認定）～満3歳以上の未就学児童で、保育を必要としない幼稚園等で教育を希望。
- ・2号認定（満3歳以上・保育認定）～満3歳以上で、保護者の就労や疾病等により保育が必要。
- ・3号認定（満3歳未満・保育認定）～満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により保育が必要。